

質問内容	答弁内容
<p>一 こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について (一) こどもの意見反映推進事業の対面実施について</p> <p>私からも、こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について、重複するところもあるかもしれませんが、お聞きしていきます。</p> <p>まず、こどもの意見反映推進事業の対面実施についてなんですけれども、地域に出向き、14 振興局のエリアごとに小中高生と意見交換を行い、提出された意見を道の施策に反映する事業と承知しています。学校等へのファシリテーター派遣、わかりやすい説明資料の作成、意見分析を事業者に委託するということなんですけれども、この事業者について、どのように選定をしようとしているのか伺います。</p> <p>【指摘等】</p> <p>答弁にあったとおりですね、委託する事業者によって、子どもが道の施策をどのように理解するか、あるいは子どもの意見の出しやすさだったりということが、影響されるというふうに思いますので、ぜひ「総合的な判断の上」ということでしたので、期待したいと思います。</p> <p>(二) 北海道こども施策審議会に設置するこども部会について</p> <p>北海道こども施策審議会に設置するこども部会についてなんですけれども、2021 年度は、夏休みに1 度コロナ禍であったということもあって、オンライン開催でありました。それ以前には夏休みと冬休みの2 回開催していた時期があります。より率直な意見を子どもたちから聞くためにも今年度、せめて2 回開催ということを検討するべきではないかと思うんですけれども、見解を伺います。</p> <p>再一 (二)</p> <p>開催方法についてはですね、これからも見直しと、検討を繰り返してほしいなと思うんですけれども、こうしたこども部会だけではありませんけれども、取組みの中で、子どもたちから、例えば学校生活に関する意見も当然出てくると思います。そうした学校生活に関する意見が出された場合には、教育委員会と連携をとる必要があると考えますけれども、そういった仕組みはあるのかどうか伺います。</p>	<p>【子ども政策企画課長】</p> <p>委託事業者の選定についてでございますが、こどもの意見反映推進事業は、道の10 分野の施策をテーマとし、全道の子どもたちから、インターネットを活用して幅広くご意見を伺い、そのご意見をもとに、地域に出向き、子どもたちと直接対話をして、意見の具体化を図り、施策に反映するものでございます。</p> <p>この事業の実施に当たりましては、子どもにわかりやすい資料の作成や、ファシリテーターの派遣などを担当する委託事業者が、子どもの意見表明の意義を十分に理解し、最も効果的な方法で実施することが重要でありますことから、事業者の選定に際しましては、金額の多寡だけでなく、事業に対する考え方や実施に必要な能力などを総合的に判断した上で、決定をしております。</p> <p>【子ども政策企画課長】</p> <p>こども部会の開催についてでございますが、こども部会は、従前、学校の夏休み・冬休み期間に各1 日、札幌市において集合開催してございましたが、令和3 年度は、新型コロナウイルスの影響で、夏休み期間にオンライン方式により、2 日間の日程で開催をいたしました。</p> <p>このオンライン開催では、議論に係る時間を、それまでの集合開催と同様に2 日間確保できましたほか、参加する子どもたちからも好評だったことから、今後も、同様の開催方法とすることといたしました。</p> <p>【子ども政策企画課長】</p> <p>子どもの意見に係る対応についてでございますが、これまで設置してきたこども部会では、教育庁の協力を得て、地域の中高生を部会委員として委嘱し、会議において委員から発言のあった意見につきましては、会議終了後に、道のホームページで公開するとともに、教育庁や学校など関係機関間での情報共有を行ってまいりました。</p> <p>今年度、新たに設置するこども部会におきましても、これまでと同様、会議における委員からの意見につきましては、教育庁など関係機関と情報共有し、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 北海道ユースプランナー制度について 北海道ユースプランナー制度についてなんですけれど、今まで対象を大学生のみとしておりました。今後、大学院生、短大生、専門学校生に拡大して、人数も増やす考えとお聞きしまして、大変期待するところです。制度の周知と募集の方法について、道内大学等で、制度の概要説明を行い参加を呼び掛けているとのことでしたけれども、例えばですが、昨年度の実績について教えていただきたいと思えます。</p> <p>【指摘等】 多様な視点からの意見を聞くということであれば、さらに募集をかけてメンバーを増やしていただきたいと考えています。</p> <p>(四) こども・若者の意見を道の施策に反映するための取り組みについて 2022年に成立したこども基本法ですけれども、子どもの権利について盛り込まれ、これに基づき作られたこども大綱には、こども・若者を多様な人格を持った主体として尊重し、その権利を保障し、その最善の利益を図ると明記されたところです。2022年12月のですね、北海道ユースプランナーの「こどもの権利・意見表明」に関するアンケートなんですけど、この中でですね、「日本社会は子どもの意見を尊重しているか」という問いがあったんですけども、この問いにですね、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」という答えを合わせると、実に88%となっていました。ちょっと古いかもしれませんが、これが現状だと思います。この、こどもの意見表明権の尊重については、今後ますます取り組みを強める必要があると考えますけれども、推進監から道としての見解をお聞かせください。</p>	<p>子どもたちに対し、必要なフィードバックを行ってまいります。</p> <p>【子ども政策企画課長】 ユースプランナーの登録についてでございますが、道では、令和4年度から、少子化対策など子ども施策に関するアンケート調査への回答や提案、各種施策やイベント等の情報拡散に協力していただける大学生をユースプランナーとして登録する取組を開始し、道内各大学に職員が直接出向き、学生や大学関係者に制度の趣旨やユースプランナーの役割を説明するなどして参加を呼びかけてまいりました。令和5年度は、道内の全40大学に対して、再度、制度の周知と募集の呼びかけを行った結果、新たに79名が参加し、令和5年度末で148名の登録があったところでございます。</p> <p>【子ども応援社会推進監】 こどもの意見反映についてでございますが、本道の未来を担う子どもたちの意見を道政に反映していくためには、全ての子どもたちが自らの意見を持ち、それを表明することができるようにしていくことが重要であると考えます。道といたしましては、こうした考えの下、今後、条例や計画の見直しの検討や、各般の施策を推進するに当たりましては、子どもたちが積極的に意見を言える環境を作ることにより、安心して意見が言えるよう、国のガイドライン等を踏まえて様々な工夫をするほか、こどもの意見表明に関する気運の醸成を図りながら、広く道民の皆様にも、周知啓発してまいります。今年度、新たに行う意見反映推進事業につきましては、効果的で実効性のあるものとなるよう、こども施策審議会委員の皆様からご意見を伺いますとともに、子どもたちと直接対話を行いながら、子どもたちの権利が守られ、意見の尊重や表現しやすい表明しやすい環境づくりに取り組んでまいります。</p>